

別表第1（第1関係）

大分県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大分県の発注する県営林素材生産事業の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県営林素材生産事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 大分県と締結した契約に係る県営林素材生産事業（以下「県発注事業等」という。）の施行に当たり、次に掲げる区分に応じ過失により事業を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>イ 完成検査が不合格となり、補修を命じられたことにより契約期間内に完成物の引渡しができない場合</p> <p>ロ 完成検査が不合格となり、命じられた補修が契約期間内に完成し、引渡しができる場合</p> <p>ハ 完成検査が合格となり、引渡し後に、完成物にかしが認められた場合</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 県内における素材生産事業等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般事業等」という。）の施行に当たり、過失により事業を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注事業等の施行に当たり、契約期間内に事業等が完成せず履行遅滞となったとき、事業の施行管理が不良で再三指摘しても改善されないとき、正当な理由なく監督又は検査を行う者の指示に従わないとき、その他契約に違反し県営林素材生産事業の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注事業等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般事業等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注事業等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、県営林素材生産事業の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>8 一般事業等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、素材生産事業等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上6箇月以内</p>

別表第2（第1関係）

贈賄・あっせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄・あっせん利得)</p> <p>1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分県の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から9箇月以上18箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 大分県と締結した契約に係る素材生産事業に関し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、県営林素材生産事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、県営林素材生産事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 大分県内における業務に関する違反行為</p> <p>ロ イ以外の業務に関する違反行為</p>	<p>当該認定をした日から12箇月以上24箇月以内</p> <p>当該認定をした日から9箇月以上18箇月以内</p> <p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 大分県と締結した契約に係る素材生産事業に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が次に掲げる者の発注する素材生産事業等の契約に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 県内の他の公共機関</p> <p>ロ イに掲げる以外の者</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日か ら 9 箇月以上 1 8 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日か ら 6 箇月以上 1 2 箇月以内</p>
<p>(森林法違反行為)</p> <p>8 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）の規定に違反し、事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇月 以上 9 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、県営林素材生産事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇 月以上 9 箇月以内</p>
<p>10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定による罰金刑を宣告され、県営林素材生産事業の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 箇 月以上 9 箇月以内</p>

第1号様式（その1）（第5関係）

	第 年	月	号 日
住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿		
	大分県知事		印
指 名 停 止 通 知 書			
この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。 よって下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			

第1号様式（その2）（第5関係）

	第 年	月	号 日
住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿		
	大分県知事		印
指 名 停 止 通 知 書			
この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。 よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			
3 改善措置報告期限			

第2号様式（第5関係）

		第	号
		年	日
		月	
住 所			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書			
先に 年 月 日付け 第 号をもって 貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。			
記			
1	従前の指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで（ 箇月）
2	変更後の指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで（ 箇月）
3	変 更 理 由		

第3号様式（第5関係）

		第	号
		年	日
		月	
住 所			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指 名 停 止 解 除 通 知 書			
先に 年 月 日付け 第 号をもって 貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。			
記			
1	解除年月日		
2	解除理由		